平成２２年（フ）第４４４号
横浜市瀬谷区本郷４丁目20番地１　チェリーハイツ203
債務者　武田　朋子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９６号
大阪府吹田市山手町２丁目17番28号
債務者　三好　健司
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４号
岡山県津山市一方495番地サンシティ津山103号
債務者　近藤　美雪
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１９９号
岡山県真庭市月田2002番地
債務者　槇野　禎吾
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１５号
香川県坂出市府中町6074番地１
債務者　宮脇　　愛
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午前11時55分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２１号
香川県丸亀市飯山町東坂元240番地
債務者　今井美智子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午前11時50分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３０５号
釧路市鳥取北９丁目５番８号
債務者　吉岡　勝弥
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３１０号
釧路市桜ケ岡７丁目21番２号
債務者　守屋由美子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３４８号
釧路市若竹町８番138号　メゾン若竹302号
債務者　清藤　正明
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４０号
釧路市星が浦大通１丁目９番９号
債務者　下川原ゆか
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
釧路市花園町４番21号
債務者　後藤　武雄
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４４号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉３丁目９番３―102号
債務者　中山フリノ
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
釧路市鳥取大通６丁目５番６号
債務者　織田　靖子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４７２号
横浜市戸塚区下倉田町1145番地　カーサ吉原305号
債務者　大石　昌広
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４号
愛知県碧南市千福町２丁目130番地
債務者　犬塚　和絵
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係